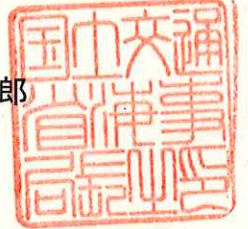


国海査第 283 号  
令和 5 年 1 月 20 日

日本小型船舶検査機構  
理事長 森 雅 人 殿

国土交通省海事局長  
高 橋 一 郎



船舶検査業務の改善について

令和 4 年 4 月 23 日に事故を起こした KAZUI について、貴機構が実施した中間検査において、携帯電話、ハッチカバー及び固定バラストに関する検査方法が十分でなかったことが明らかとなった。

さらに、令和 4 年 9 月より、地方運輸局の船舶検査官が貴機構による検査の現場に同行し、検査業務の確認を実施しているが、その中で、「必要な係船ロープが搭載されていることを確認していたが、ロープの状態の確認が十分ではなかった」等、検査実態が国と異なる事例が確認されている。

これまで、貴機構の検査方法の総点検・是正に取り組んできたところであるが、これらを踏まえると、船舶検査の実効性の更なる向上のために、貴機構として現場における検査実態を総ざらいし、所要の改善を行うことが必要である。

については、速やかに、検査業務の改善を行うための具体的方策を検討し、令和 5 年 2 月 20 日までに報告されたい。

